官民競争入札等監理委員会第259回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第259回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時:令和2年12月4日(金)15:36~16:55

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1. 開 会
- 2. 実施要項(案) について
 - ○国税庁/国税システムのシステム運用業務委託
 - ○国税庁/電子計算機の運転等業務
 - ○原子力規制庁/原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務
 - ○国土交通省/宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務
- 3. 評価(案) について
 - ○独立行政法人国際協力機構/独立行政法人国際協力機構 J I C A ボランティア支援 業務(募集支援業務)
- 4. 報告について
 - ○環境省/「国民公園の維持管理業務(皇居外苑)」に係わる市場化テスト業務対象範囲について(案)
- 5. 公共サービス改革報告書の取りまとめについて
- 6. 令和2年度における公共サービス改革法対象事業の選定の状況について【非公開】
- 7. 公共サービス改革基本方針見直しに関する意見募集結果について【非公開】
- 8. 閉 会

○事務局

それでは、第259回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は議事次第のとおり、2から7まで御議論いただきます。このうち議第6及び7につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づき、会議を非公開とし、後日議事要旨を公開することとします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の趣旨を踏まえ、本会議の傍聴は控え させていただいております。

それでは、議事次第2の実施要項(案)について4件の御審議をいただきたいと思います。実施要項(案)については、事業主体からの説明に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。質疑は小委員会ごとに行うこととします。

それでは、小委員会Bの3件、「国税庁/国税システムのシステム運用業務委託」、「国税庁/電子計算機の運転等業務」、「原子力規制庁/原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務」について、主査の井熊委員より説明をお願いします。

〇井熊委員長代理 では、井熊でございます。3件について、続けて御報告を申し上げます。

まず1件目、国税システムのシステム運用業務委託について、資料1-1から資料A-11-1、A-2、A-3とありますので、御覧いただければと思います。

システムの概要を御理解いただくために、A-1-1という資料を見ながら説明を聞いていただければと思います。

これはA-1-1にありますように、国税庁の事務管理センター、バックアップセンター、国税局・税務署にあるようなシステム及び国税電子申告・納税システム等の運用管理及びセンターバッチ処理等業務並びにこれらの資源管理業務の仕事を委託するというものでございます。

事業期間は、令和3年7月1日から令和8年の3月31日の57か月でございます。

事業の目的としましては、先ほど申し上げました業務につきましての円滑な運用を実現 することを目的としております。

選定の経緯につきましては、1者応札が継続している案件として、令和元年度の事業選 定において、競争性の改善を目的として「自主選定」されているというようなものでござ います。

資料A-2を見ていただきますと、これまでの契約状況の推移が示してございます。これを見ますと、ずっと1つの会社が応札をしているというようなことでございます。説明会の参加者なんかも低位に終わっているのかなということでございます。

資料1-1に戻っていただきまして、2ポツの市場化テストの実施に際して行った取組 についてというようなことでございますが、まずは(ア)、入札参加グループによる入札参 加が可能になったというようなことでございます。可能にしたということです。

(イ)、契約期間が単年度だったものを5年度にしたということでございます。

- (ウ)、民間の意見招請を行った。
- (エ)、総合評価落札方式を導入いたしまして、価格点と技術点を1対1というような割合にいたしました。
- (オ)、情報開示の拡大ということで、経費・人件費・業務時間、業務区分、業務内容、 それから業務フロー等を開示したと。それから、「運用手順書」のリストを開示して、閲覧 を可能としたということでございます。

そして、(カ)、入札参加期待者への個別のアプローチも行ってございます。

裏面に参りまして、実施要項(案)の審議結果についてということでございますが、小 委員会の中で出た論点でございます。

論点1としまして、責任者に求める経験年数等の緩和ができないかというようなことで ございます。これにつきましては、前年度の調達においても緩和をしたというようなこと でございまして、現在の経験年数を緩和すると安定的な運用が困難になる可能性があると いうことでございました。ただし、意見招請手続におきまして、新たな事業者から意見が あるような場合には、前向きに検討するというようなことでございます。

言葉の修正ではありますけれども、一部意見が出たということでありまして、「操作能力を有する」というようなところを「知識を有する」というようなところに若干の緩和となっているところでございます。

論点2のところでございますが、人員確保のため、委託業務に係る在宅やリモートでの対応ができないかということでございます。これは、コロナになった今年よく出ている論点でございます。総合評価の加点項目については、「業務遂行に関する提案」を項番2でつけてございます。それから「円滑な業務遂行のための体制について、独自の創意工夫やノウハウを、具体的に書面により提案していること」から「効率的な業務遂行のための体制について、独自の創意工夫を、書面により提案すること」へ変更したということです。この提案をより重視する方向に変えたということでございます。

引継ぎに関して、新規参加者が安心して応札できるような取組を示してほしいというような論点につきましては、「現行業者の作成する引継書を当局が確認すること及び当局の求めに応じて新旧事業者が説明責任を負う」という旨を仕様書に記載しております。今回は、調達仕様書の引継ぎのところに、これに加えまして、「なお、前受託者から次期受託者への引継ぎが適切に行われるよう当局が調整する」というところを追加したということでございます。

論点4は総合評価で、現行業者の有利とならないような項目や配点の検討を行うというようなことでございます。新規参入業者の評価をする仕組みとして、従事者の経験年数に基づく評価項目を削除し、創意工夫された提案に手厚く加点するように見直しを行うということでございます。

それから、意見招請の方法につきましては、令和2年10月12日から令和2年11月 2日までに行った結果、2者から6件の意見が寄せられまして、質問に対する回答を行っ たということでございます。ここに上げるような意見がございましたが、基本的には、細かい修正かなというふうに思っています。

まず1件目の御説明でございますが、以上でございます。

では、2件目でございます。資料2-1でございます。

財務省大阪国税局の「電子計算機の運転等業務」についてでございます。これにつきましては、資料B-1、横書きの絵が描いてある図を御覧になってください。

これにつきましては、大阪国税局において運用している国税総合管理システム、国税電子申告・納税システムで使用する電子計算機の運転及びこれに付随する一切の運転業務と、 それから国税システム及びOAシステムに付随するデータの管理、運転業務等データ管理 業務、この右側にある点線で示しているところでございます。

これにつきましては、事業期間は、令和3年6月1日から令和8年3月31日の58か月間でございます。

この業務の目的につきましては、先ほどのような業務を通じまして、国税システムの円滑な運用を実現するということでございます。

選定の経緯でございますが、1 者応札が続いておりまして、令和元年度の事業選定において、競争性の改善を目的として「自主選定」されたというようなものでございます。これもB-2 にありますように、先ほどの案件と同様に、1 者入札がずっと続いているということです。特定の企業の落札が続いているというようなところでございます。

市場化テストの実施に際して行った取組ということで、資料2-1の2ポツでございますが、(ア)、グループによる入札参加を可能としたということでございます。

- (イ)、業務責任者の要件緩和につきましては、まず業務の責任者につきましては、従来はここに書いてありますようなものだったんですが、少しこの中の一部を削除しまして、次のページの大型汎用機のオンラインシステムのオペレーション経験を5年以上、それからオペレーター管理経験者を2年以上の業務実績ということで簡略化をしたということでございます。
- (ウ)、チーフオペレーターの要件緩和につきましては、従来はこの I B M 製のシステムと、それから日立製作所のシステムの両方の知識を持つというのを、これをいずれかを持つというふうに変えております。
 - (エ) としまして、期間の複数年化をしたということでございます。
- (オ)でございますが、加点項目の採点基準を細分化しており、具体的な評価に変えた ということでございます。
- (カ)、引継ぎ完了の確認につきましては、当局が「引継ぎの完了を確認する」ということを明記したということでございます。
- (キ)、代替要員の最低人員を明記したということです。従来は、2チーム編成での必要な要員数が記載されていなかったということを「全体調整チーフ及び担当ごとに1名以上の代替要員を確保」ということで明文化されたということでございます。

(ク)、データ管理業務要員とホストオペレーターにつきましては、これは「認められない」ということが書いてあったのを削除して、兼務できるようになったということでございます。

それから、(ケ)、入札参加期待者への個別のアプローチを行うということでございます。

これを前提に3ポツでございますが、審議結果、審議の内容でございますが、幾つかの 論点が出まして、1つは論点1として、障害発生対応のオペレーションについてどれだけ の作業量なのかが不明確なので、具体的な内容を開示することはできないかというような ことで、予見可能性を向上させるために、実施要項と仕様書を修正しております。

それから、次のページに行きまして、別紙5として「手順書等閲覧実施要領」というものを新しく追加をしているということでございます。

論点2としては、引継ぎに関して、新規参加者が安心して応札できるよう、前受託者が確実に引継ぎに必要な対応ができることを保証するようなことを記載できないかというようなことでございます。現契約でも「引継ぎの確実な実施」とか「当課への報告」、「引継書の作成」、そういうことを要件としておりますが、「当局の確認をもって引継ぎが完了する」旨を新たに追加したということでございます。

論点3は、全体調整チーフの要件で、「大型汎用機によるオンラインシステムの運用経験を5年以上有し」という条件は必要かというような指摘がありましたが、こうしたこの一定の経験年数とスキルというものが必要であるというようなことであります。今回の調達では、従来の全体調整チーフの要件である「当課の運転業務と同等水準以上の複数かつ異機種の大型汎機を使用した大規模システムの経験」というふうに書いてあったんですが、これに比べると、この論点のところにあるような条件というのはかなり緩和しているんだというような説明でございます。

論点4は、仕様書では、固定の人員で業務に当たることが指定されているようにも見える。受託者の工夫でもって少ない人数で対応できるような業務を可能であればそれを認めたほうがいいんじゃないかというようなことでございます。これにつきましては、体制については、人員の固定を求めているんじゃなくて、あくまでも必要最少人数で体制が構築されていると認識をしているというようなことで、固定を求めているのではないというようなことでございまして、それを明記したということです。

最後でございますが、意見招請についても行いまして、実施要項(案)についての提出 資料の要件とか必要な技能や資格の要件等について緩和する、14か所の修正を行ったと いうことでございます。

続きになりますが、3番目の原子力規制委員会ネットワークシステムの構築及び運用・保守業務でございます。これにつきましては、資料C-1を御覧いただければというふうに思います。

これは、原子力規制委員会が有しておりますこのC-1にあるようなシステム、これの 構築及び運用・保守業務というようなものでございます。ですので、先ほど来のこの業務 がシステムの運用というところに焦点が当たったものでございまして、これは構築という ものが入っているというようなことでございます。

事業の概要でございますが、今申し上げたような形で、このシステムを構築から運用までやっていくということで、事業期間は令和3年4月1日から7年12月31日までということでございます。それから、このシステムというのが令和4年1月から始まる第3次システムへの更改というものにつながっていくというようなことでございます。

事業の目的は、職員がいつでも、どこでも業務ができるというような柔軟な業務体制とか、災害時における業務継続性、そういったものを目的として行っているものでございます。また、クラウド化でありますとかセキュリティー対策、そういったところを重視したものでございます。

選定の経緯は、平成24年度の「行政情報ネットワークシステムの運用業務」について、独法等に対し市場化テストの一斉導入を求めたところ、自主選定されたというような内容でございます。これは資料C-2を見ていただきますと、これは必ずしも競争が成立していないというようなことでございますので、規模の大きな事業ということでありまして、大手のIT会社、2者がしっかり競争をして、それで落札率もかなり下がったというような案件でございます。こういうような競争性をいかに維持していくのかというところが論点であったというふうに思っています。

資料3-1で、市場化テストの実施に際して行った取組でございますが、まず(ア)、評価基準の見直しと明確化を図ったということでございます。

(イ)、仕様書作成に当たり、民間事業者による支援事業を活用して、業務分析、事業者 ヒアリングを行っております。

(ウ)、落札者決定から運用開始までの引継ぎのための準備期間を確保しております。 それから、(エ)、情報開示を一層進めて、(オ)、意見招請を行っているということであります。

裏面に行きまして、実施要項(案)の審議での論点でございますが、論点1といたしまして、私物の端末の業務利用についての責任分界について明記すべきではないかということで、個人所有のスマートフォンも一部を業務にも使うというふうになっていますので、それを要件定義書に明記をしたということでございます。

それから、セキュリティー評価制度の適用条件について、具体的に決まっているのか、 条件が変わる可能性があるのか、記載を明確にできないかということでございます。これ は要件定義書に、ISMAP管理基準及びISMAPの管理基準に関する記載を追記した ということで対応しております。

論点3は、価格点と技術点の比率が1:3と、技術点側に寄り過ぎているのではないかというようなこと、また、技術点を大きくするのであれば、その目的に応じて、いい提案をした事業者が評価されるような評価項目の見直しを行ったほうがいいのではないかというような点でございます。

これにつきましては、こういったようなこのシステムというものは、導入事例が少ないということもありまして、技術の配点を多くしたというようなことで説明がありました。 その上で、総合評価の加点項目、それから評価基準を明記したという対応をしていただいています。

それから、パブリックコメントを行った結果につきましては、17者から426件の意 見が寄せられたので、それに対する修正を行っております。

それから、その他といたしまして、クローズドネットワークシステムに係る「従来の実施状況に関する資料の開示」という資料につきまして、ヘルプデスクの業務範囲にシステム運用業務分を追記したというような修正を行っております。

大変早口になりましたが、3件についての御説明は以上でございます。

○事務局 ありがとうございました。ただいま説明がありました内容について御意見、御 質問のある委員は御発言をお願いします。

古尾谷委員、お願いします。

○古尾谷委員 御説明ありがとうございました。古尾谷でございます。

今の最初のところで、国税庁の国税ですか、維持管理システムだと思いますけれども、総合管理システムと電子申告のシステムということで、知事会は今、デジタル庁の発足に向けて平井大臣や、あるいは自民党のデジタル推進本部のほうに伺っています。その中で、地方庁と国のシステムを統合化する、クラウド化するというお話を受けております。まだ具体的な中身は示されておりませんので、特に税については、地方税も昨年、電子化協議会から法人として別枠になってきたわけで、そういう面では、その意図がどういうあれになるか分かりませんけれども、政府のデジタル庁の発足、それから5年間で全てを統合化するという基本方針を明示されていますので、その中ではこのシステムはこの5年間に関わってくる期間でございます。どういう影響になるかは各省庁とも今の段階では不明なんだと思いますけれども、例えば、原子力規制委員会のネットワークシステムには、そこの事業概要の中に、クラウドサービスなど先進的かつ実績のあるサービスを適切に運用していくことで、クラウド化についたセキュリティー対策の案件が明示されております。その他の部分で、これは恐らく全てのシステムに関わってくることだと思いますので、若干そういう面では、国のシステムと地方のシステムを統合化する、あるいは一緒にしていくんだという政府の方針の中で、不安も持っているところでございます。

こうした点については、たまたま原子力規制委員会の事業概要の中に入っていることなのか、いやいや全ての部分について、システム開発についてはそうしたことを基本的方針としてこれからやっていくんだ、5年間の期間になっていますけれども、その途中で、例えば、デジタル庁内の統括的な方針が出されるわけですから、その方針の下では、当然システム変更やベンダーとの協議もあり得るんだという観点で、こういう形で事業についてやられているのかお分かりになる範囲で結構でございますので、教えていただければありがたいと思います。

○井熊委員長代理 原子力規制委員会の案件につきましては、方針としてクラウド・バイ・デフォルト、クラウド化を前提として行うんだということが明記されていますが、これは 先ほど申し上げましたように、新しいシステムの構築を前提とした事業なので、そういう ことが明記をされているのかなというふうに考えております。

システムの案件としましては、既存システムの運用というような案件のほうは多いという傾向もありまして、その中で新たにクラウドを前提というのが明記されているのは案件としてはまだ多くないように思いますが、今後、新しいシステムの構築が含まれるようなものについてはそういう国の方針が反映されたような形になっていくのではないかなと思います。

あともう1つ、最近の国の方針とか、あとコロナの影響もあると思うんですが、これまでは私どもも問題視していましたシステム要員の常駐というようなことにつきましては、 最近、随分柔軟化されて、リモートを前提としたような議論が大分できるようになったというのは昨今の大きな進歩かなというふうに思います。

事務局のほうで何か補足等あればよろしくお願いします。

- ○事務局 ございません。
- ○事務局 ほかに御意見等ある委員は御発言をお願いいたします。

稲葉委員、よろしくお願いいたします。

○稲葉委員 私のほうは割とシンプルな単純な質問で恐縮なんですけれども、案件1と2は国税の関係なんですが、タイトルがシステム運用業務委託というのが1番で、2番が電子計算機の運転業務の委託、こういうふうになっています。これは、それぞれちょっとイメージ、やることが違うのかどうかというのが1点ですけれども、なぜこんなことを聞くかというと、このシステムの運用、あるいは電子計算機の運用業務を効率的にやるかどうかは、基本的には、慣れたら効率的にできるんですが、一旦そういうのが確立してしまえば、あとは実はシステムが効率的に運用できるようにできているかということが大事で、効率的な運用を委託するためには、もしやっていて不都合なことがあったらシステムを変えられるとか、そういうところまで求めるべきではないかと思うんですけれども、例えば2の場合は、電子計算機の運転業務というふうになっていますので、そういうことが排除されているのではないかと思うんです。

その点、3番目の原子力のほうは、システムの構築、運用・保守と、こういうふうになっていますから、そこのところは受託者がいろいろな工夫をしながら、効率的に運用を実施できるようなそういう成り立ちになっているんじゃないかと思うんですけれども、1番、2番については、本来、受託してどういうふうにすれば効率的な運用ができるか、意外と手足が縛られているのではないか、こういう形の入札をしても、あまり何というか思い切った改善というのはできないんじゃないか、必要があれば、例えばシステムのバグがあったときはそれは直すとか、迂回のシステムになっていたらそれを単純化するとか、そういうところも含めてシステムの構築、若干の手直しまで含めたシステム運用の業務委託とい

うことに本当はすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

〇井熊委員長代理 まず、先ほどの御指摘の運転等の業務とシステム運用という言葉の使い分けにつきましては、確かに中身を見ますと、1は端末の数がすごく多くの端末がつながっているということで、そこからの評価も得るということで、それをもってシステム運用と少し幅広のものがイメージを受けるのに対して、2番目の案件というのは、本当にこのホストにつながる電子計算機をきちんと維持管理をするというところがあるので、そういう言葉を使っているのかもしれませんが、個人的にはあまり何かそこのところに明確な使い分けが行われているようには思わないです。

それから、あともう1つは、先生がおっしゃったような形で、本来もそういう変更していくという業務のところが含まれて、いわゆるハードウエアとしてのコンピューターの運用ということではなくて、それを使っている人に対していいサービスを提供するという概念であればそうあるべきだと思うんですが、今の中で、業務として、エンドのサービスのほうのクオリティーを前提として、それをベストにするために、システムを時々改善しているという業務はまだまだすごく少ないんではないかなと。

恐らくクラウド化がどんどん進んでいくと、そのクラウド化をつないでこのサービスを 構成するというところで、そういう概念はもう少し出てくるように思います。

事務局、何か追加等あれば、特に言葉の使い分けとか私の今の解釈でよろしいでしょうか。

○事務局 言葉の使い分けは多分、従来から引きずっている名前をそのまま使っているんだと思います。

ただ、この業務につきましては、東京と大阪で多少違いがございまして、東京側は、システムの中のメインシステムでございます。大阪のほうは、バックアップセンターという色合いが強くて、やっている内容につきましても、東京に関しては、センターバッチ処理ということで、主に人がマシンに対してジョブを与えるというようなことで多少業務の違いはございます。

それから、今後の話でございますけれども、一応、国税局に関しましては、令和8年、 今回の事業が終わった後に、このコンピューターシステムについては大幅に見直すという ことで、今計画されているというふうに聞いております。ですから、今の政府の方針に従 ってということになると思いますが、これから抜本的な見直しを行っていくというような ことでございます。

事務局からは以上でございます。

○稲葉委員 そういうお話を聞いて安心するんですけれども、やはりこういう運用に関してそれを効率的にやるかどうかということは、実は入札して、落札して、運用を始めて、その中で気がつくということは結構多いんだろうと思うんです。そういうときに、ここではそういうシステムの改廃を想定していないというんだったらそれはそれでいいんですが、そういう中での受託者が気づいた不都合な点より、何て言うか合理的にやればやれる方法

があるぞみたいなことがあれば、不都合な点をしっかり、何て言うか委託先に伝達することで、後日やられるシステムの更改に役立てるみたいな、そういううまいフィードバックのやり方というのが埋め込まれるといいなという感じがしますが、その辺は運用でそれをちょっと考えていただきたいなと思います。

- ○飯村企画官 事務局でございます。御意見のほう参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
- ○井熊委員長代理 ありがとうございます。
- ○事務局 それでは、ほかに御意見等のある委員は御発言をお願いいたします それでは次に、小委員会Cの1件、「国土交通省/宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析 業務」について、主査の尾花委員より説明をお願いします。
- ○尾花委員 尾花より説明します。

観光庁の宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務について、初めての実施要項(案)の審議をいたしましたので、その内容を報告いたします。資料4-1を御覧ください。

1、事業概要についての部分を御覧ください。当該事業は、宿泊施設を利用した宿泊者数や宿泊施設の定員稼働率等の動向を全国規模で把握することにより、宿泊旅行の実態を明らかにし、観光行政の基礎資料作成等に資することを目的としており、委託業務としては、調査対象施設名簿の整備・選定、調査関係用品の印刷・送付、調査票の回収・集計、督促、照会対応、データ入力・作成及び分析業務となっています。

具体的な業務のイメージとしては、資料D-1を御覧ください。このポンチ絵の真ん中の赤枠で囲った部分が委託事業者の業務でございます。

資料4-1にお戻りください。調査対象としては、全国の旅館、ホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所を営む事業所でございます。従業員数10人未満の事業所については、無作為抽出で全施設中、大体20%を対象としております。従業員10人以上の事業所については、全施設について調査対象としております。

事業期間は1年で、最低価格落札方式で事業を委託しています。

2、市場化テストの実施に際して行った取組については、事業者のアンケートを基に、 入札公告期間の延長、引継ぎのための準備期間を確保、入札説明会を実施、従前の実施状 況やマニュアルの開示、また、公共サービス改革法に基づく調達であることから、確保さ れるべきサービスの質の設定等をして工夫をしていただいております。

次のページを御覧ください。3、実施要項(案)の審議結果でございます。先ほども申し上げましたとおり、初めての事業で初回の審議でしたので、新規事業者に正確に事業内容を理解していただくべく、語句の表現を正確にするような訂正を提案し、それぞれ御了承いただいております。細かい語句の修正については、説明を省略させていただきますが、例えばということで言いますと、月別目標有効回答率を下回った場合、これは違反になって、請負費がもらえないのではないかと事業者が懸念する可能性があるので、請負費が有効回答率を下回ったとしても即もらえなくなるのではなく、改善策を講ずれば請負費はも

らえるというようなことを明示していただくことによって、今回のコロナのような緊急事態が生じたような場合には、お金がもらえないのではないかという懸念がないように細かく記載していただいております。

さらに、1点、委員の中は、本件は郵送で調査するのが主体となっている統計調査なので、中期的な目で見て、完全な調査のオンライン化を検討してほしいという意見も出ました。それに対しては、現状、郵送もしくは観光庁のウェブサイトにアクセスしてエクセルをダウンロードして、メールで返送するといういわゆる電子媒体による提出は7%程度で残りは全部郵送であることから、オンラインに変えた場合には、仮に同じ回収率でも調査の結果が大幅に変わってくることが予定されるので、プリテストを繰り返し行うなど慎重にしてほしいと、今後のオンライン化に向けての提言がされております。

4、パブリックコメントの対応。パブリックコメントを実施しまして、字句の訂正、修 正を行っております。

以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。ただいま御説明がありました内容について、御意見、 御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

古尾谷委員、お願いします。

○古尾谷委員 ありがとうございます。初めてということなので内容はこれでよろしいかと思うんですけれども、事業期間の令和3年4月1日ということで来年度ですが、今御案内のとおりコロナに関係してホテル、簡易宿所、会社等の事業所の転廃業がかなりの規模に上っているという各県からの報告を受けています。そういう面では特異な1年が対象になるのではないかという危惧がありますけれども、その点については何か議論があったでしょうか。

○尾花委員 その点については議論はございませんでした。ただし、有効回答率の目標値が三十何%とかなり低く設定されていることと、仮に回答率を満たさなかったとしても現状のコロナの実態を見た上で観光庁と協議することによって何らかの対策が取られるものと推測しております。

事務局、何かございましたら補足、追加をお願いします。

- ○事務局 ございません。
- ○事務局 稲生委員長、お願いします。
- ○稲生委員長 古尾谷委員、御意見ありがとうございました。この点に関しましては、コロナの中でも市場化テストの対象事業というものが継続的に行われるにはどうしたらいいかという議論を各小委員会でも問題意識を持っていただいたものでございます。

それを受けて、後ほど事務局から御報告があると思うんですけれども、当監理委員会と して各府省にこういった事態の中でも、先ほど申し上げた事業が継続して行われるように、 また、事業者側が抱えるこの問題に対して協議をきちんとしていただけるようにというこ とで文書を発出することになっておりますので、後ほどまたこの件に関しては事務局から 説明をいただくということで御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。 ○事務局 ありがとうございました。ほかに御意見等のある委員は御発言をお願いします。 よろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。稲生委員長、取りまとめをお願いします。 ○稲生委員長 御議論いただきまして、ありがとうございました。

まず、国税庁の2件でございますけれども、古尾谷委員からは、デジタル庁の発足、それに伴う様々な調整が、今、自治体と国との間でも行われている。こういった中で、こういったシステムに関すること、調整を、あるいは齟齬のないようにすべきではないかという問題意識であったかと思います。

その件に関しまして、要項自体について内容を反映いただくというようなことではない と私は考えておりますが、一方で事務局のほうからは、先ほどの古尾谷委員も、こういっ た問題意識、ぜひ監理委員会からということで実施府省のほうにお返しいただくことが大 事かと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、次が原子力規制庁のお話でございますけれども、この点についても、デジタル庁の方針が出てくればということでいろいろベンダーとの協議が出てこようかと思いますので、この点についても注意していただくように、これも意見としてフィードバックいただくのが大事なことかと思いました。

それから、稲葉委員の御発言もございましたが、現時点においてはシステムの改廃自体の想定をしていないのは構わないんだけれども、ただ、受託した側の様々な気づき、効率についてのアイデアとか問題をきちんとフィードバックするということ自体に関してはやはり重要なことであろうかと思いますので、この点についても、実施府省については事務局から、こういう意見があったということで注意喚起をお願いしたいと思います。

以上を受けまして、実施要項(案)自体については個別の修正はなかったと理解してございます。したがいまして、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項(案)については、監理委員会として異存はないということにいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、議事次第3の評価(案)について御審議をいただきたいと思います。 評価(案)については、事業主体からの実施状況報告に基づき総務省が評価(案)を作成 し、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、小委員会Aの1件、独立行政法人国際協力機構/JICAボランティア支援 業務(募集支援業務)について、事務局より説明いたします。

〇小原参事官 評価(案)を説明します。業務内容はウェブの活用、応募相談会等による 応募促進業務、募集要項等の作成、印刷、発送業務です。

今回は市場化テスト第2期の評価です。市場化テスト第1期においては、首都圏、中部、 関西、九州に分けての委託でしたが、競争性、サービスの質、経費に課題があり継続とさ れました。第2期、今期の実施要項において、ウェブを活用した説明会等の募集活動を視 野に入れ、全国一括の委託契約に変更し、かつ、事業者の企画の自由度を高めるため、内容を事業者が提案する方式に変更しました。

入札結果は、3者応札で受託事業者が交代しました。

確保されるべき事業の質は、達成されています。また、ウェブ説明会、説明会のウェブ 予約を通じて情報提供が一層進展しました。

実施経費は、市場化テスト前の首都圏、中部、関西、九州と比較するため、同地域の経費を抽出し、さらに条件を合わせるため会場型の募集説明会1回当たりに要した人件費と 比べたところ削減されていました。

今後の事業実施状況のチェック体制も予定されていることから、終了(1)が適当であるとされました。

以上です。

○事務局 ただいま説明がありました内容について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いします。

井熊委員、お願いします。

- 〇井熊委員長代理 非常にすばらしい結果で終了ということに異存はないんですが、こうやって公社とか財団といったところがずっとやっていたものに民間企業を参加させるというのはなかなか工夫が要るんですけれども、今回こういうところで大手が2者も参加したという、そういう企業を参加させることができた一番の要因というのはどういうところにあるでしょうか。
- ○小原参事官 今回の事業につきましては、先ほど申し上げたとおりウェブの活用という ことが前回からの事業の大きな変更でございました。これまで取っておりました事業者は 青年海外協力協会というところでございましたが、ウェブに強いところが今回は落札をさ れたのではないかと考えております。
- ○井熊委員長代理 ありがとうございます。
- ○事務局 ほかに御意見等のある委員は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。 それでは、これまでとさせていただきます。稲生委員長、取りまとめをお願いします。
- ○稲生委員長 それでは、当評価(案)につきましては、監理委員会として異存はないということにいたします。

以上です。

- ○事務局 それでは、議事次第4の報告について御審議をいただきたいと思います。
- 小委員会Bの1件、国民公園の維持管理業務(皇居外苑)、市場化テスト業務対象範囲について、事務局より説明いたします。
- ○飯村企画官 では、資料 6 を御覧いただければと思います。国民公園の維持管理業務(皇居外苑)に係わる市場化テストの対象業務範囲についての御説明になります。

1ポツ、概要とありますけれども、本件については平成30年7月に閣議決定された基本方針の別表に記載されておりまして、令和2年の別表では記載のとおり令和4年4月か

ら市場化テスト第1期目の実施予定の事業ということでございます。

業務対象範囲ですけれども、皇居外苑の管理運営業務のうち、庭園管理、清掃、巡視・利用指導、広報・案内、駐車場の運営管理、飲食施設等の運営等の各業務となっておりますが、この中の飲食施設等に含まれている和田倉の休憩所の飲食施設を市場化テストから外すというものでございます。

外す経緯ですが、2ポツにありますように令和4年度の市場化テスト開始まで、令和3年度については現事業者との随意契約の契約延長を予定しておりました。そうしましたところ、新型コロナウイルスの影響により状況が悪化しているということを理由にしまして、契約延長についてその事業者から明確な意思が表明されておらず、来年度の契約ができなければ同施設の閉鎖も検討せざるを得ない状況という説明がありました。

来年のオリンピック・パラリンピックの大会期間中は、皇居外苑の一部は駐車場として活用される見込みがありまして、そうした注目が集まる中で和田倉の休憩所の閉鎖というのは避けたいといったことから市場化テストから切り離し、ほかの事業者の参入を促すために来年度から複数年の契約、ここは5年から10年の見込みということですけれども、公募を行いたいとしております。

裏面、3ポツとして今後の方針ですが、7月のオリンピック・パラリンピックまでに事業を開始するためには、早急に新規事業者を公募しまして来年3月末を目途に事業者を決定する必要があるということから、本日急遽小委で御審議いただきまして、今回市場化テストから外すことについては御了解、御了承をいただきました。

まずは、レストランの後継の事業者を見つけることを最優先とした上で、その後の市場 化テストとの関係などは引き続き御検討いただくということになりました。

なお、本施設を外した後ですが、4ポツにありますように市場化テスト全体のスケジュールについては記載のとおりでございまして、従来からの変更はございません。 説明については以上になります。

○事務局 ただいま説明がありました内容について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いします。特段、御質問等のある委員の方はいらっしゃいませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見等もないようですので、これまでとさせていただきます。稲生委員長、 取りまとめをお願いします。

○稲生委員長 大変イレギュラーな話ではございますけれども、報告(案)につきまして は監理委員会として異存はないということにいたします。

以上です。

- ○事務局 続きまして、議事次第5の公共サービス改革報告書の取りまとめについて、事務局より説明いたします。
- ○飯村企画官 では、1枚の資料、資料いを御覧いただきたいと思います。

1に概要がございますが、公共サービス改革報告書、俗に3年報告書と呼んでいるもの

でございますが、委員の任期に合わせて監理委員会での活動を総括するものとして作成しております。これまで1期から4期まで取りまとめております。ただいま5期でありますので、来年の夏までの任期でありまして、従前に従って取りまとめるものでございます。

2ポツに報告書の骨子を書いております。あくまで今の案でありますので、内容をもう少し充実させるべきところは膨らませたり削ったりということを今後考えておりますが、第1部として3年間の取組ということで、国における公共サービス改革、その中身についての記述をするということ、次に行っていただきまして裏面ですが、第2部で市場化テスト、これまでの成果ということで実績や効果について記述するということを考えております。

全体としては前回同様に記述を簡潔にと考えていまして、また、前回からの試みである 第3部、3年間の監理委員会の活動を振り返ってということについては今回も各委員の先 生方に個人のお名前で文書を書いていただきまして、それをこちらでまとめるということ を考えております。内容は前回同様、3年間を振り返って御自由にお願いしたいというこ とで、監理委員会の在り方ですとか市場化テストの今後の方向性ですとか、あるいは事務 局へのアドバイスなどを書いていただければと思っております。こういったことをまとめ まして、今後の在り方の参考にさせていただきたいと考えております。

第3部の今の案件に関しましては、フォーマットや締切りにつきまして後日また改めて 事務局から御連絡をさせていただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。 以上です。

○事務局 ただいま説明がありました内容について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いします。御質問等のある委員の方はいらっしゃいませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。稲生委員長、取りまとめをお願いします。 〇稲生委員長 取りあえず構成については大きく変更がないという御説明を今いただきま した。それから、あと、皆様には前回、3年前に第3部のところで原稿をお願いしたとこ ろでございますけれども、忌憚のない御意見、特に今後の3年間を決めるきっかけにもな ろうかと思いますので、いろいろと今までを振り返っていただいて思いつくところがあり ましたら、縷縷御記載いただければと考えておりますので、大変お忙しい皆さんではござ いますが、御協力をお願いいたします。

それでは、事務局におきましては、御議論、特にはございませんでしたけれども、この まま引き続きいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、議第6及び7は非公開での審議となります。

(中略)

○稲生委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

これで本日の監理委員会を閉会します。皆様どうもありがとうございました。お疲れ様でした。失礼いたします。

—— 了 ——